

鳥取市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月8日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第40号

鳥取市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取市児童福祉法施行細則（平成30年鳥取市規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第14号中「その他法人 任意団体」を「その他法人 任意団体 その他（）」に、「※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（）内にはその雇用する労働者」を「※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（）内にはその雇用又は委託する労働者」に、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトの」を、「こどもの預かりサービスのマッチングサイトの」に、「また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（）内にはその雇用する労働者」を「また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（）内にはその雇用又は委託する労働者」に、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトを」を「こどもの預かりサービスのマッチングサイトを」に改める。

様式第15号中

「

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑮定員									

を

」

「

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑮定員	()	()	()	()	()	()	()	()	()

に、

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

」

「雇用しているものの場合」を「雇用・委託しているものの場合」に、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトへ」を「こどもの預かりサービスのマッチングサイトへ」に、「人数を記入してください。」を「人数を記入してください。また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。」に、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトを」を「こどもの預かりサービスのマッチングサイトを」に改める。

様式第16号中「子どもの預かりサービス」を「こどもの預かりサービス」に改める。

様式第19号中「その他法人 任意団体」を「その他法人 任意団体 その他()」に、「※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者」を「※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の

場合、()内にはその雇用又は委託する労働者」に、「雇用状況」を「雇用又は委託状況」に、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトの」を「こどもの預かりサービスのマッチングサイトの」に、「また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用する労働者」を「また、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、()内にはその雇用又は委託する労働者」に、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトを」を「こどもの預かりサービスのマッチングサイトを」に改める。

様式第20号中「雇用している」を「雇用又は委託している」に、「職員の雇用等」を「職員の雇用又は委託等」に、「子どもの預かりサービス」を「こどもの預かりサービス」に改める。

様式第21号中「子どもの預かりサービス」を「こどもの預かりサービス」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市児童福祉法施行細則の規定により作成され、使用されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。